高根沢町土づくりセンター指定管理者選定要項

令和７（2025）年６月

栃木県塩谷郡高根沢町

目次

１．趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
２．施設の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
３．指定管理者の指定及び期間等・・・・・・・・・・・・・・・1
４．管理運営方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
５．管理業務の要件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
６．指定管理者が行う業務の範囲・・・・・・・・・・・・・・・2
７．応募資格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
８．質疑及び回答・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
９．申請の手続き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
10. 審査及び選定の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
11. 協定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
12. 申請に際しての注意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・5
13. 評価の公表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
14. 公租公課の取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
15. その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
16. 問い合わせ先・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7

１．趣旨

この要項は、高根沢町土づくりセンター（以下、「土づくりセンター」という。）の指定管理を行う団体の選定にあたり、高根沢町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年条例第６号、以下、「条例」という。）及び高根沢町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成17年規則第11号、以下、「規則」という。）に則り、業務の範囲や選定方法、申請方法等を定めることにより、選定の透明性及び公平性を確保することを目的とします。

２．施設の概要

（１）施設の名称

高根沢町土づくりセンター

（２）所在地

栃木県塩谷郡高根沢町大字平田1525番地１

（３）その他

土づくりセンター設置目的等については「別添１　高根沢町土づくりセンター指定管理要求水準書」（以下、「要求水準書」という。）を参照してください。

３．指定管理者の指定及び期間等

（１）指定管理者の指定

・町は、指定管理者の選定するために、「高根沢町指定管理者選定委員会」に諮問し、その結果を受けて指定管理者候補者を決定します。その後、議会の議決を経て指定管理者を指定し、業務を円滑に実施するための基本的事項を定める協定に関する協議を行います。

・議会での議決が得られない場合、または議決を得るまでの間に指定管理者として指定することが著しく不適当と認められる事情が生じた場合は、指定管理者として指定しません。これらの場合、指定管理予定者が申請に関して負担した費用及び開業準備のために負担した費用について、町は一切補償しません。

（２）指定管理の期間

・令和８（2026）年４月１日から令和13（2031）年３月31日まで（５年間）

・上記の指定期間における業務実績が一定の水準を満たしていると町が認めた場合には、公募によらない候補者としての手続き等及び議会の議決を経て、指定期間の更新を行うことを可能とします。

（３）指定管理料の上限額

・指定管理料の上限額は、期間（５年）総額で275,746千円とします。上限額を超える提案は無効とします。

４．管理運営方針

要求水準書のとおり。

５．管理業務の要件

要求水準書のとおり。

６．指定管理者が行う業務の範囲

要求水準書のとおり。なお、稼働に向けた準備期間中に指定管理者が行う業務に要する人件費や事務費等についても指定管理者の負担とします。

７．応募資格

指定管理者に応募する者（以下「申請者」という。）は、堆肥化処理施設の管理運営に精通し、業務を確実、円滑に遂行でき、将来にわたって土づくりセンターの発展、向上に資する熱意を有し、かつ別記要求水準書に基づき適切に管理することのできる企業または団体で、以下の全てを満たしているものとします。

なお、複数の団体で一つの事業体を結成し、グループとして応募することも可能です。その場合には、応募時に共同事業体を結成し、代表構成員（他の団体は構成員とします。）を定めてください。

（１）法律行為を行う能力を有していること。

（２）破産者でなく、復権を得ない者ではないこと。

（３）地方自治法施行令第 167 条の４第２項の規定により、本町における一般競争入札等の参加を制限されている者でないこと。

（４）地方自治法第 244 条の２第 11 項の規定による指定の取り消しを受けたことがないこと。

（５）国税又は地方税を滞納していないこと。

（６）会社更生法、民事再生法等に基づく法的手続きを行っていないこと。

（７）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条に掲げる暴力団ではないこと。又は、暴力団若しくはその構成員若しくはその構成員でなくなった日から５年を経過しない者の統制下にないこと。

（８）共同事業体にあっては、代表構成員及び構成員が上記（１）から（７）に該当しないこと。

（９）共同事業体にあっては、代表構成員又は構成員が単独の事業者として応募をしていないこと。また、他の共同事業体の代表構成員又は構成員となっていないこと。

８．質疑及び回答

質問事項がある場合は、**質問書（様式１）**にて、**令和７（2025）年７月８日（火）15 時**までにメール又はＦＡＸで 15.(2)産業課まで送付してください。回答は、原則として**７月 11 日（金）**までに町ホームページ上に掲載します。

また、現地の確認を希望する場合は、質問期限までに 15.(2)産業課まで申し出てください。なお、現地確認をせずに申請した団体は、現地の状況を理解した上で申請したものとみなします。

９．申請の手続き

（１）申請書類

申請書類については、条例第３条及び規則第４条の規定に基づくものとし、下記一覧に示す書類を提出してください。（表内「○」の書類）共同事業体の場合は、構成員となるすべての団体について該当する書類を提出してください。（表内「●」の書類）

分類	提出書類	該当に○●		
		法人	非法人	共同事業体
申請書	申請書（規則様式第１号）	○	○	○
申請資格を有していることを証する書類	①法人登記事項証明書(法人の場合)	○		●
	②団体の定款、寄附行為、規約その他これらに相当する書類	○		●
	③代表者の身分証明書(非法人の場合)		○	
	④申し込み資格に関する申立書(規則様式第２号)	○	○	○
	⑤直近２ヵ年の国税及び地方税（都道府県及び市町村）の納税証明書(募集要綱の配布開始日以降に交付されたもの。)又は未納が無い事を証明する書類	○	○	●
管理を行う公の施設の事業計画書	事業計画書　※参考様式（様式４）	○	○	○
管理に係る収支計画書	任意様式　※５年間	○	○	○
当該団体の経営状況を説明する書類	①前事業年度の収支(損益)計算書又はこれらに相当する書類(既に財産的取引活動をしている団体のみ。)	○	○	●
	②前事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類(作成しているもののみ。)	○	○	●
	③現事業年度の収支予算書及び事業計画書(既に財産的取引活動をしている団体及び新たに指定管理者になろうとする施設の業務以外の事業を開始する団体のみ。)	○	○	●
	④団体の事業報告書を作成している場合は、当該報告書	○	○	●
	⑤団体の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類（様式２）	○		●
個人情報に関する事項	個人情報の保護に関する宣誓書、方針等（任意様式）	○	○	○
協定に関する書類	見積書（様式は各社様式可） ※５年の総額と、各年度の内訳がわかるもの ※最終的な金額は協定時に決定します	○	○	○
共同事業体に関する事項（共同事業体で申請する場合）	①共同事業体構成員表（様式３－１）			○
	②共同事業体構成員概要書（様式３－２）			○
	③共同事業体協定書（様式３－３）			○

（２）事業計画書の記載内容

事業計画書には、以下の内容を記載してください。

①申請の動機に関すること

・指定管理に申請した理由

②運営主体に関すること

・団体の経営理念

③総合的な基本方針に関すること

・運営の基本方針

・職員の適正な配置、資質確保及び職員研修

・日常の安全対策と危機管理体制

・持続可能な施設の運営と維持管理

・管理運営経費の適正

・利用者への支援と利便性

・地域住民や関係機関との連携

・個人情報の取扱い

④事業計画に関すること

・原料の搬入及び生産

・たい肥の販売及び散布

⑤新たな提案及び自主事業に関すること

・新たな提案及び自主事業

（３）申請書類の提出

上記申請書類は分類ごとにインデックスをつけて１冊のフラットファイルに綴じ込み、下記期日までに持参又は郵送にて提出してください。

提出部数：正本１部　副本８部（コピー可）

※一覧に示す申請書類のうち、申請書と申請資格を有していることを証する書類については、正本のみとし、副本は不要です。

※上記部数のほか、CD-R 等に入力したものもあわせて提出してください。ファイル形式は PDF でお願いします。

提出期間：令和７（2025）年７月 25 日（金）15 時（必着）

提出先：高根沢町総務課（第一庁舎二階）

〒329-1292　栃木県塩谷郡高根沢町大字石末 2053 番地

（４）募集選定及び開始までのスケジュール

募集選定及び開始までのスケジュールは「別添４」のとおりとします。

10. 審査及び選定の方法

（１）審査予定日

令和７（2025）年８月４日（月）

（2）審査方法及び審査基準

審査は、条例第5条の規定に基づき設置された高根沢町土づくりセンター指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）により、選定委員会が決定した審査方法・審査基準にしたがって行います。（詳細は別添2のとおり）。なお、選定委員会は非公開とします。

（3）選定結果の通知

町は、選定委員会による審査結果に基づき、指定管理者の候補者を選定し、結果を文書で通知します。

選定結果として、申請者名、審査結果の概要等を公開する場合があります。

（4）選定後の取消し

指定管理者に指定されるまでの間に、指定管理者の候補者が「7．応募資格」に掲げる条件を満たさなくなった場合は、選定を取り消すことがあります。

（5）審査対象からの除外

・次のいずれかに該当すると認められた場合は、失格となります。

ア　提出された書類に虚偽又は不正があった場合

イ　審査に対し不当な要求を申し入れた場合

ウ　選定委員会委員に個別に接触した場合

エ　募集要綱に違反又は著しく逸脱した場合

オ　書類提出後に事業計画の内容を変更した場合

カ　他者の提案図書を盗用した疑いがある場合

キ　その他の不正行為があった場合

11. 協定

町と指定管理者は、条例に基づき、協議のうえ、事業を円滑に実施するために指定管理期間全体に効力を有する基本的事項を定めた基本協定と、当該事業年度における事項について定めた年度協定を締結します。

12. 申請に際しての注意事項

（1）設置管理条例に関する事項

本要項の「2．施設の概要」、「3．指定管理者の指定及び期間等」、「5．管理業務の要件」、「6．指定管理者が行う業務の範囲」についても、設置管理条例で定める内容であるため、議会の議決の状況により、変更する場合があります。

いずれの場合も、指定管理者が申請に関して負担した費用及び稼働準備のために負担した費用については、一切補償しません。

（２）複数申請の禁止

１団体につき１申請とします。

共同事業体としての申請も可能ですが、単体及び複数共同事業体との併用申請は不可とします。

（３）申請に係る費用負担

申請書類作成等に要する費用は、申請者の負担とします。なお、提出書類に虚偽があった等の理由により失格となった場合や申請者が準備のために負担した費用については、町は一切負担しません。

（４）再提出等の要件

提出した申請書類の再提出は認めません。

（５）手続等において使用する言語、通貨等

手続等において使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成４年法律第 51 号）に定めるものとします。

（６）著作権及び提出物の扱い

提出された申請書類は返却しません。

提出書類は、高根沢町情報公開条例（令和５年高根沢町条例第８号）に基づく開示請求の対象となりますが、事業を営む上で競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非公開です。指定管理者とならなかった申請者の提出書類についても、原則として非公開です。

指定管理者となった申請者の提出書類については、町は、当該申請者の許可を得た上で、その全部又は一部を無償で使用できるものとします。

13. 評価の公表

町は、指定期間中における指定管理者の管理運営状況を評価し、評価結果を町のホームページ等で公表することができるものとします。

14. 公租公課の取扱い

指定管理者については、法人町民税、事業所税等の納税義務を負う場合があります。市町村税については市町村税務担当課、国税については税務署、県税については県税事務所にお問い合わせください。

15. その他

その他、業務の実施条件、業務の実施、緊急時の対応、利用料金等に係る具体的な取扱いや細目的な取決めについては、協定で定めるものとします。

16. 問い合わせ先

（１）指定管理者選定委員会事務局

高根沢町総務課

329-1292　栃木県塩谷郡高根沢町大字石末2053番地

電話：　028-675-8101

FAX　：　028-675-2409

メールアドレス：kanzai@town.takanezawa.tochigi.jp

（２）施設所管課

高根沢町産業課（農業技術センター内）

329-1217　栃木県塩谷郡高根沢町大字太田750番地1

電話：　028-676-1441

FAX　：　028-676-1505

メールアドレス：nousei2@town.takanezawa.tochigi.jp

別添資料

別添１　高根沢町土づくりセンター指定管理要求水準書

別添２　高根沢町土づくりセンター指定管理者選定審査基準

別添３　町所有備品設備台帳（土づくりセンター）

別添４　次期指定管理開始までのスケジュール

別添５　申請様式

別添６　高根沢町土づくりセンターの概要

別添７（参考資料）

・高根沢町土づくりセンターの設置及び管理に関する条例

・高根沢町土づくりセンターの設置及び管理に関する条例施行規則